

令和5年度後期開講科目要配慮申請について

【ご意見・ご要望】(投稿日:2023年10月2日)

後期開講科目を履修するにあたり、持病によるコロナ重症化リスクを避けたいため、オンラインで受講したいと考えております。

しかしながら、令和5年度後期の要配慮申請についてのお知らせが見当たりません。

もしかして令和5年度後期は全面オフラインの開講のみなののでしょうか？

教えていただけますと幸いです。

どうぞよろしくお願いいたします。

【回答】(回答日:2023年10月18日)

(回答部署:教育推進・学生支援部教務企画課、学生課)

令和5年5月8日以降は新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が5類感染症に位置づけられたことを踏まえ、令和5年2月14日付け「令和5年度前期の授業方針について(通知)」の「注意事項」に記載した下記の特例措置は、令和5年5月7日を以て終了(特例措置終了前に許可された者は、前期に限り継続)しました。

令和5年度後期以降、障害等による合理的配慮を求められる場合は、DRC(障害学生支援部門)の案内をご覧ください、各学部・研究科の教務掛へ申し出てください。

ただし、合理的配慮は一律的な対応をとるものではなく、授業ごとに個別的な相談・調整が必要となりますので、授業によってはオンライン受講が認められない場合もあるようです。

ご検討にあたっては、事前にDRCにご相談いただくことをおすすめします。

<https://www.assdr.kyoto-u.ac.jp/drc/system/reasonable-accommodation/>